

違反是正事例（事例 3－9）

テーマ く デイサービス施設が入居する対象物に対する違反処理 平成 30 年度 >
(公表・命令・16 項イ)

- 立入検査においてデイサービスが入居し自動火災報知設備の設置義務が生じた事実を確認し、違反対象物公表制度に基づく公表後、違反処理をした事例

防火対象物の概要

(1) 消防同意年月	平成 10 年 1 月
(2) 用 途	複合用途防火対象物 (16) 項イ
(3) 構造・規模	鉄筋造 地上 4 階 延べ面積 656.8 m ² ((6) 項ハ部分:77.5 m ²)
(4) 収 容 人 員	18 名
(5) 消防用設備等	消火器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯

1. 違反処理の概要

(1) 立入検査から公表までの経過

- ア 平成 25 年 4 月中旬、立入検査を実施したところ、(15) 項の防火対象物の 2 階にテナントとして放課後等デイサービスが入居している事実を確認した。防火対象物全体の用途が (16) 項イとなり自動火災報知設備の設置義務違反が生じたことから、立入検査結果通知書により不備を指摘した。テナントである放課後等デイサービスは平成 23 年 7 月から入居していたが、防火対象物使用開始届など消防本部に届出もなく、建物所有者及び占有者ともに必要となる消防用設備等について事前に確認をしていなかった。
- イ 平成 25 年 8 月下旬、郵送により「指導書」を通知、その後も是正されないことから平成 25 年 12 月下旬、関係者を消防署に出頭させ警告書を交付し、履行期限は平成 26 年 6 月末とした。
- ウ 履行期限を経過したことから、平成 26 年 8 月下旬、現地に出向し関係者に改善の意思を確認したところ、改善の意思はあり、現在、管理会社を通じて業者と自動火災報知設備の設置について相談しているとのことであった。
- エ 平成 26 年 10 月 1 日、違反対象物に係る公表制度開始されたことから、11 月中旬を公表予定とし、公表事務を進めることを方針とし、平成 26 年 10 月下旬、違反対象物に係る公表制度に基づき、署長名の立入検査結果通知書を交付、その後、公表通知書を交付したところ、近日中に着工届を提出する旨の回答があり、11 月下旬、自動火災報知設備着工届が提出され、受理する。
- オ 平成 27 年 1 月、改善状況の確認のため現地出向すると自動火災報知設備の設置工事が未着工であった。理由を聞くと「自動火災報知設備を設置しなければならないことは理解して

いるが、テナントの放課後等デイサービスが退去を示唆したため、設置に踏み切れない。」との回答であった。

カ 平成 27 年 1 月、違対象物に係る公表制度に基づき公表した。

(2) 警告から命令までの経過

ア 平成 27 年 4 月、新たに策定された違反処理方針に基づき、命令への移行を視野に入れ、以下により是正指導を行うことを方針とした。

- ・警告書交付の 3 か月後に命令へ移行する。
- ・催告書交付時に実況見分及び質問調書の作成を行い、違反事実を確定する。

イ 平成 27 年 7 月上旬、催告書交付、実況見分及び質問調書を作成する。

ウ 平成 27 年 10 月、命令書交付し、履行期限は平成 28 年 2 月中旬とした。

2. 違反処理の完結

(1) 着工から設置まで

ア 平成 27 年 12 月上旬、現地に出向したが、工事は未着工。関係者からは、「11 月上旬に業者との間で話をしており、契約書などは交わしていないがお願いはしてある。業者は履行期限までに工事が完了すればよいと思って、工事に着手していないのではないか。」とのこと。履行期限は次の段階に移行するまでの期限であり、すでに消防法違反であるため、早急に業者に連絡し改善するよう指導。同時に業者にも連絡を取り、現在の状況を確認した。

イ 平成 28 年 2 月上旬、再度現地出向したところ工事が開始されていることを確認。

関係者は、業者には依頼している。あとは業者次第であるとの態度を示した。

業者に連絡し状況を確認したところ、近日中に工事を開始する旨を聴取したことから、今後も逐一進捗状況を報告するよう依頼した。

(2) 命令の履行

平成 28 年 2 月中旬、業者より工事に着工した旨の連絡あり、平成 28 年 3 月下旬、自動火災報知設備の設置届を受理。その後、設置検査を行い、消防法令違反は是正された。

これに伴い、公表していた事項についても削除した。

(事例 3 - 9) グループ検討

テーマ < デイサービス施設が入居する対象物に対する違反処理 >

1. 放課後等デイサービスの入居覚知の遅れ

本事案では、放課後等デイサービスの入居について事前に消防が覚知できず、入居後1年以上経過してからの覚知となりました。

社会福祉施設等を所管する関係部局との連携のあり方、立入検査等による実態の把握のあり方などについて検討してください。

2. 違反対象物の公表制度

本事案では、違反対象物に係る公表制度に基づき公表をしています。

本事案における公表手続きについて検討してください。

3. 違反処理への移行のタイミングについて

本事案における違反処理への移行のタイミングについて検討してください。

各消防本部における査察規程や違反処理規程及び違反処理体制について意見交換してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討